

（趣旨）

第 1 条 この規程は、神戸大学計算科学教育センター規則（平成 26 年 1 月 28 日制定）第 13 条の規定に基づき、神戸大学計算科学教育センター（以下「センター」という。）の共同利用設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の原則）

第 2 条 センターの共同利用設備は、神戸大学（以下「本学」という。）における研究及び教育上必要と認められる場合その他神戸大学計算科学教育センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた場合に利用することができるものとする。

（利用者の資格）

第 3 条 センターの共同利用設備を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、センター長が特に適当と認めた者

（利用の申請）

第 4 条 センターの共同利用設備を利用しようとする者は、利用申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前条第 2 号又は第 3 号に掲げる者が利用する場合は、センター長が特に認めた場合を除き、本学の教職員が申請を行うものとする。

3 センター長は、前 2 項の申請に係る利用を適当と認めたときは、利用を承認し、承認された者（以下「利用者」という。）に対して利用アカウントを発行するとともに、前項の規定による申請の場合には、利用を承認したことを申請者に通知するものとする。

4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

（利用期間）

第 5 条 利用者の共同利用設備の利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。

2 前項に関わらず、利用者の資格を失った者は、その時点で利用を停止するものとする。

（利用者の遵守事項）

第 6 条 利用者は、この規程に基づき共同利用設備を利用しなければならない。

2 利用者は、利用アカウント等の共同利用設備の利用に必要な情報を適切に管理し、不正利用の防止に努めなければならない。

（報告書の提出等）

第 7 条 センター長は、利用者に対し、共同利用設備の利用に係る事項について報告を求めることができる。利用者は、報告を求められた場合は、センター長に報告するものとする。

2 利用者が共同利用設備を利用して得られた成果を論文等により公表する場合は、当該論文等にセンターを利用した旨を明記しなければならない。

（経費の負担）

第 8 条 利用者は、利用申請ごとに利用料金として 50,000 円を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を減免する場合がある。

2 第 1 項に定める利用料金には、消費税を含むものとする。

（利用の承認の取消し等）

第 9 条 センター長は、共同利用設備の運用に支障をきたす恐れのある利用者に対し、利用方法の改善を指示することができる。

2 利用者が前項の指示に従わないとき、又は次の各号の一に該当するときは、センター長は利用の承認を取り消し、又は一定期間、センターの利用を停止させることができる。

- (1) この規程又はこの規程に基づく定めを遵守しなかったとき。
- (2) 利用アカウントの有効期限を超過したとき。
- (3) 利用料金を支払わないとき。

（共同利用設備の停止）

第10条 センターは、やむを得ない場合は、利用者への予告なしに共同利用設備を停止することができる。

(成果の取扱い)

第11条 利用者が提供したデータに基づき、センターが加工して得た可視化成果物の著作権は、センターが保有するものとする。

(免責)

第12条 センターは、利用者が共同利用設備を利用したことにより被った損害その他共同利用設備に関連して被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則(令和3年2月9日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。